

(案)

## 個性を活かし自立した地方をつくるために

平成 25 年 5 月 15 日  
地方分権改革有識者会議

- 本会議は、これまでの地方分権改革の経緯を踏まえ、国・地方を取り巻く現下の社会経済情勢を認識したうえで、地方分権改革の目指すべき姿、その推進のための基本的な方向性及び新たなる推進体制の大枠をとりまとめた。今後は、これを基に、調査・審議を進めていく。

### 目指すべき地方分権改革のミッション

- 地方分権改革の目指すべきミッションとして、「個性を活かし自立した地方をつくるために」を掲げる。更なる地方に対する規制緩和(※)と権限移譲を推進することにより、地方自治体が、それぞれの個性を活かし、自らの責任と判断の下、地域の課題の解決に当たるようにしていかなければならない。その結果、地域の住民にこれまで以上に幸せがもたらされ、地域の元気が育まれることになる。

※ 「地方に対する規制緩和」とは、地方自治体に対して、国が法令等により課している義務付け・枠付けの見直しを指す。

このような地方分権改革のミッションが実現されれば、地域の課題への対応が促進されることを通じて、多種多様な特色を持った地域づくりが進むことになる。

また、国は、増大する国でしかできない役割に重点を置いていくことで、国・地方双方の機能の強化が実現される。

### 目指すべきミッション達成に向けてのビジョン

- 「個性を活かし自立した地方をつくるために」取り組むべきビジョンは、以下の 3 点に集約される。

#### 1 行政の質と効率を上げる

地方自治体が、住民に向き合うことを徹底することにより、住民に提供される行政サービスの中身が磨かれ、住民ニーズに即応したもの

になるとともに、政策の手立てが大きく広がることから、その方法も改善される。

- ・ 地方自治体が提供する住民サービスの質を上げる。
- ・ 地方自治体がスピード感のある政策を実行する。
- ・ 地方自治体を通じて総合的なサービスが提供される。
- ・ 国と地方の重複業務が解消される。
- ・ 電子行政などイノベーションの導入が促される。 など

## 2 まちの特色・独自性を活かす

地方自治体が、国による縛りや指図から脱して、自らで考え、地域にある可能性を最大限追い求めることにより、それぞれの地域に応じた最適な政策が繰り広げられる。

- ・ 個性や地域の資源が最大限活かされる。
- ・ 枠にはまらない独自の発想による施策が展開される。
- ・ 各地域がそれぞれを意識して競い合うことで、住民にとって施策の魅力が向上する。 など

## 3 地域ぐるみで協働する

地方自治体のみならず、多様性に富んだ地域の主体が互いの活動を認め、評価し合い、意識的に連携・協働することにより、地域社会が総体として活性化する。

- ・ 様々な活動主体が有機的に結びつけられる。
- ・ 住民と自治体が互いに信頼感が増し、活動が強化される。
- ・ 多様な地域の人材が活躍する。
- ・ 地域間の更なるネットワークが形成され、効果を発揮する。 など

### 改革推進のためのアプローチ ～ 新たなる推進体制の構築

- 現在、地方分権改革の推進のため、政府には、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部が設置されており、この本部において、改革に関する政策が検討・決定される。
- 地方分権改革に関する課題を調査・審議し、整理された検討材料を本部に提供することにより、本部の政策決定に至る検討内容を充実し、検

討の効率を高められるよう、地方分権改革担当大臣の下に、本会議が設けられている。

- これまでの改革の経緯にもかんがみ、改革をさらに前進させるため、本会議に、地方分権改革を進める専門部会を設置し、客観的な評価・検討を行うことにより、議論を深めることとする。
- 専門部会の在り方は、以下のとおりである。
  - ・分野：具体的かつ重要なテーマごとに設置する。
  - ・構成：それぞれ本会議の議員 2 名程度、専門分野の有識者 3 名程度の計 5 名程度で構成する。
  - ・進め方：国・地方双方からヒアリングを行うなど、公正な運営や丁寧な審議に留意しつつ、客観的な評価・検討を行う。

### 改革推進に当たってのポイント

- 地方分権改革の取組を進めるために、特に重要な拠るべき基準・原則は、以下の 4 点である。
  - 1 住民の想いを大切にする
    - ・サービスの受益者にとどまらず、積極的な生活者・行動者である住民の想いを大切にする。
    - ・住民は、自らの地域の歴史を踏まえ、これから生まれてくる世代が暮らす地域の将来やアイデンティティについて、積極的に提言することが期待される。
    - ・多様な住民の想いを調整・共有するためにも、その前提として、地方における行政の在り方に対する住民の関心を高めていかななくてはならない。
    - ・住民に身近なところで、政策が決められ、住民に直に向き合って、サービスが提供される地方分権改革を進めることで、住民生活をどう豊かにするのかを意識する。
  - 2 基礎自治体の考え方を汲み取る
    - ・都道府県のみならず、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める。国から都道府県への事務・権限の移譲等を検討する際にも、住民に最も近い基礎自治体である市町村の意向を十分

受け止める。

- ・規模や人口動態、地域に根差した産業・経済の発展形態など、一律にはとらえきれない多様な地方自治体の状況を踏まえる。

### 3 地域の元気をつくる

- ・地域の人材の発想力・行動力を最大限発揮させ、地域の活性化に活かす。
- ・新たなもの、潜在的なものも含めて、地域資源を掘り起こし、磨き上げ、最大限活用する。
- ・日本全体の成長戦略に資するような改革を目指す。特に、産業再生に向けた効果がもたらされるよう留意する。

### 4 広域の連携を促進する

- ・それぞれの地域課題に応じた圏域・関係者の広がり念頭に置き、多様なネットワークを活用する。
- ・地域において、最適なサービス提供体制を追求するための地域間連携の取組を後押しする。
- ・防災対策に係る緊密な連携は不可欠であり留意する。

○ 以上に加えて、地方分権改革を円滑に推進していくために留意すべき事項として、各議員より、以下のような意見が表明された。いずれも重要な指摘であり、上記のポイントと合わせて、十分な配慮を払うべきである。

- ・ 国・地方が対立構造に陥ることなく、主権者かつ行政サービスの受益者である国民・住民の立場を常に念頭に置き、意識しながら、事務の在り方を丁寧に調査・審議すべきである。
- ・ 改革の意義を国民に理解していただき、改革に対する広範な推進力が得られるよう、国民一般に対して、生活がどのように豊かになり、利便が向上するのか、わかりやすい周知・PR方策を議論・展開すべきである。
- ・ これまで取り組んできた先駆的な改革分野について、フォローアップを行い、どのような結果がもたらされているか検証したうえで、改革の進め方に活かしていく必要がある。
- ・ 地方の事務・権限を増やしていくことと事務・権限の行使に関わる自主性・自立性を高めることとの両立を図っていくべきである。

## 具体的な取組事項

○ これまでの取組にもかかわらず、十分実現が図られていない事項を中心として、改めて、以下の取組を着実に実施していく。

### **1 国から地方への事務・権限の移譲等**

- ・ 平成 21 年 3 月に「出先機関改革に係る工程表」(地方分権改革推進本部決定)、平成 22 年 8 月に「出先機関の事務・権限の関係府省の自己見直し」をとりまとめたにもかかわらず、実現に至っていないことから、これらの中で移譲等の見直しを行うとされた事務・権限について、移譲等の実現を図る方向で調査・審議する。
- ・ さらに、地方の意見を踏まえて、事務・権限の移譲等について、調査・審議する。このうち、具体的かつ重要なテーマについては、事務・権限の移譲等を調査・審議の対象とする専門部会を設け、国・地方双方からヒアリングを行うなど、丁寧な審議に留意しつつ、客観的な評価・検討を行う。
- ・ 関係地域の市町村の理解を得ることが特に重要なもの、地域における幅広い関係者の合意形成が重要なものなど、全国一律の取組では事務・権限の移譲が進まないものにあっては、特定の地方公共団体に対して、地域を限定して、あるいは、時期的に先行して、移譲する仕組みも念頭に置いたうえで、その対象として調査・審議することを検討する。

### **2 都道府県から市町村への権限の移譲**

- ・ 当面、国から地方への事務・権限の移譲等の議論を先行させるものの、都道府県から市町村への権限移譲についても、市町村の意向を十分受け止め、調査・審議することを検討する。その際、都道府県の条例による事務処理特例制度の活用状況を踏まえることとする。

### **3 義務付け・枠付けの見直し**

- ・ 累次にわたり、一括法による見直しを行ってきたが、引き続き、見直しの実効性を高めていくため、地方の声を踏まえ、対象を整理したうえで、必要な措置を講じることを検討する。